

文書分類番号	B 0 3 2
--------	---------

保存期間	3 年
------	-----

(保存満了日 H18.3.31)

広会第 2 5 5 号

平成 1 4 年 5 月 2 0 日

各 部 長 ・ 参 事 官  
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長

交際費の執行について（通達）

みだしのことについては、交際費の執行基準のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「交際費の支出基準等について（通達）」（平成 1 3 年 3 月 2 9 日付け広会第 2 2 4 号）は、平成 1 4 年 5 月 3 1 日限り廃止する。

## 交 際 費 の 執 行 基 準

### 1 基本的な考え方

交際費は、警察行政執行上、又は県警察を代表して外部との公の交際を行うために要する経費であり、その執行に当たっては、公務上又は社交儀礼上必要なものに限る、かつ社会通念上妥当と認められる範囲内にとどめるものとする。

### 2 交際費を執行できる者(以下「執行者」という。)は、次の者とする。

- (1) 警察本部長
- (2) 警察署長
- (3) その他警察本部長が特に必要があると認める者

### 3 執行範囲

交際費として執行できる範囲は、次のとおりとし、その区分については別表1に掲げるとおりとする。

#### (1) 慶弔等儀礼的経費

お祝い、お見舞い、香典、生花、その他慶弔等に係る儀礼的な贈呈金品に係る経費（香典、生花等は、本人、その配偶者及び一親等の親族に限る。）

#### (2) 社交的経費

各種会合等に出席する際の寸志、会費、その他社交に必要な経費

#### (3) 上記に掲げる経費以外で、これに準じる経費

### 4 執行額の基準

交際費の執行額の基準は、執行者の区分に応じ、別表2に掲げるとおりとする。

### 5 適用年月日

平成14年6月1日

別表 1 ( 執行範囲 )

区 分	執 行 で き る 対 象 者 等
香 典	警察協力団体をはじめとする警察業務推進上関係のある部外者（県議会議員，市町村長，市町村議会議員及び公安委員会委員を含む。）及び本県警察職員（本人死亡の場合に限る。）その他執行者が特に必要と認める者
生花・供花等	執行者が，特に必要と認める場合
見 舞 い	警察協力団体をはじめとする警察業務推進上関係のある部外者（県議会議員，市町村長，市町村議会議員及び公安委員会委員を含む）及びその他執行者が特に必要と認める者
お祝い，寸志 会費等	1 式典等に招かれ祝意を表する場合 ア 公共的な団体が主催するもの イ 国際儀礼によるもの ウ 警察業務推進上貢献された個人の叙勲等 エ その他，これらに準じるもの 2 その他，執行者が警察業務推進上，特に必要と認めるもの

別表 2 ( 執行額の基準 )

区 分	警 察 本 部 長	警 察 署 長	
儀 礼 的 経 費	香 典	10,000円以内	5,000円以内
	生花・供花等	地域習慣等による実費額の範囲内	
	見舞い(病気)	10,000円以内	5,000円以内
	見舞い(災害)		
	お 祝 い	20,000円以内	5,000円以内
	そ の 他	社会通念上妥当と認められる範囲内の額	
社 交 的 経 費	寸志・謝礼	10,000円以内	5,000円以内
	会 費	提示された会費の額	
	そ の 他	社会通念上妥当と認められる範囲内の額	
そ の 他 の 経 費			

- 注： 1 病気見舞いについては，原則として1週間以上の入院に限る。  
2 特別な事情により上記基準によりがたい場合は，執行者が儀礼上必要と認める額を支出することができる。